

学校会計について

学校法人とは、私立学校法の定めに基づき私立学校を設置し、公益を目的として教育研究活動を行う法人です。企業とは異なり、利潤獲得が事業目的ではなく、公共性の高い教育研究活動を行うため、会計の目的や基準も企業会計とは異なります。企業会計は主に収益力を示すことが中心になりますが、学校法人会計の目的は教育・研究活動の安定性や財政状態の健全性を示すことになります。

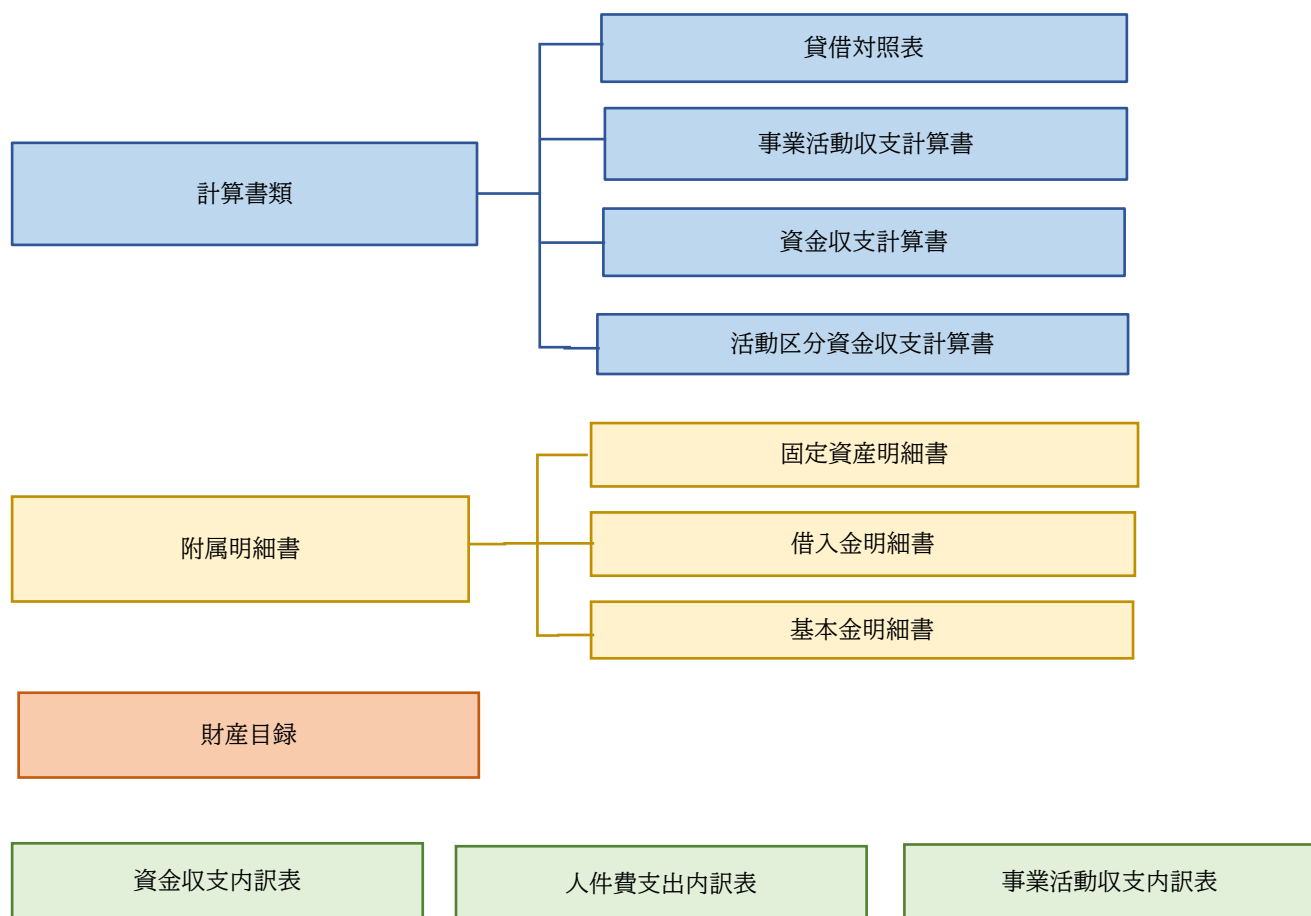
具体的な会計基準は、私立学校法に基づき定められており、学校法人会計基準と呼ばれています。学校法人は、同基準に基づき日々、会計処理を行い、会計年度ごとに計算関係書類(貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、附属明細書、財産目録)等の決算書類を作成し、文部科学省への提出と公表が義務付けられています。



<企業会計との主な違い>

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤獲得のための経済活動
会計処理のルール	学校法人会計基準	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
主な決算書類	貸借対照表	貸借対照表
	事業活動収支計算書	損益計算書
	資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書
	活動区分資金収支計算書	

<学校法人が作成する決算書類>



● 貸借対照表

年度末の資産、負債、基本金、繰越収支差額の残高を表示して、学校法人の財政状態の健全性を明らかにする書類。

● 事業活動収支計算書

学校法人の収支について、3つの事業活動（①教育活動、②教育活動以外の経常的活動、③臨時的な特殊要因）に分けて収支状況を明らかにする書類。

● 資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応する全ての収入および支出の内容と、資金（現預金）の流れを明らかにする書類。

● 活動区分資金収支計算書

資金収支計算書に基づき、3つの区分（①教育活動、②施設整備等活動、③その他の活動）に分けて、区分ごとの資金の流れを明らかにする書類。

● 附属明細書

貸借対照表や事業活動収支計算書などの計算書類を補足し、固定資産、借入金、基本金の増減の内容等を明らかにする書類。

● 財産目録

年度末時点で保有する資産、負債の名称、数量、金額等の詳細を明らかにする書類。